

第 3 章

|| || || || || || || || || || || || || || || || ||

災害情報通信計画

|| || || || || || || || || || || || || || || || ||

第3章 災害情報通信計画

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等異常な気象、地象及び水象等による災害を未然に防止し、又その被害を軽減するため予警報の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務並びに施設の整備等、気象等に関する組織業務実施のための必要な災害関係情報の収集、通報伝達については、本計画の定めるところによる。

第1節 気象予警報等の伝達計画

1 気象予警報の伝達系統及び方法

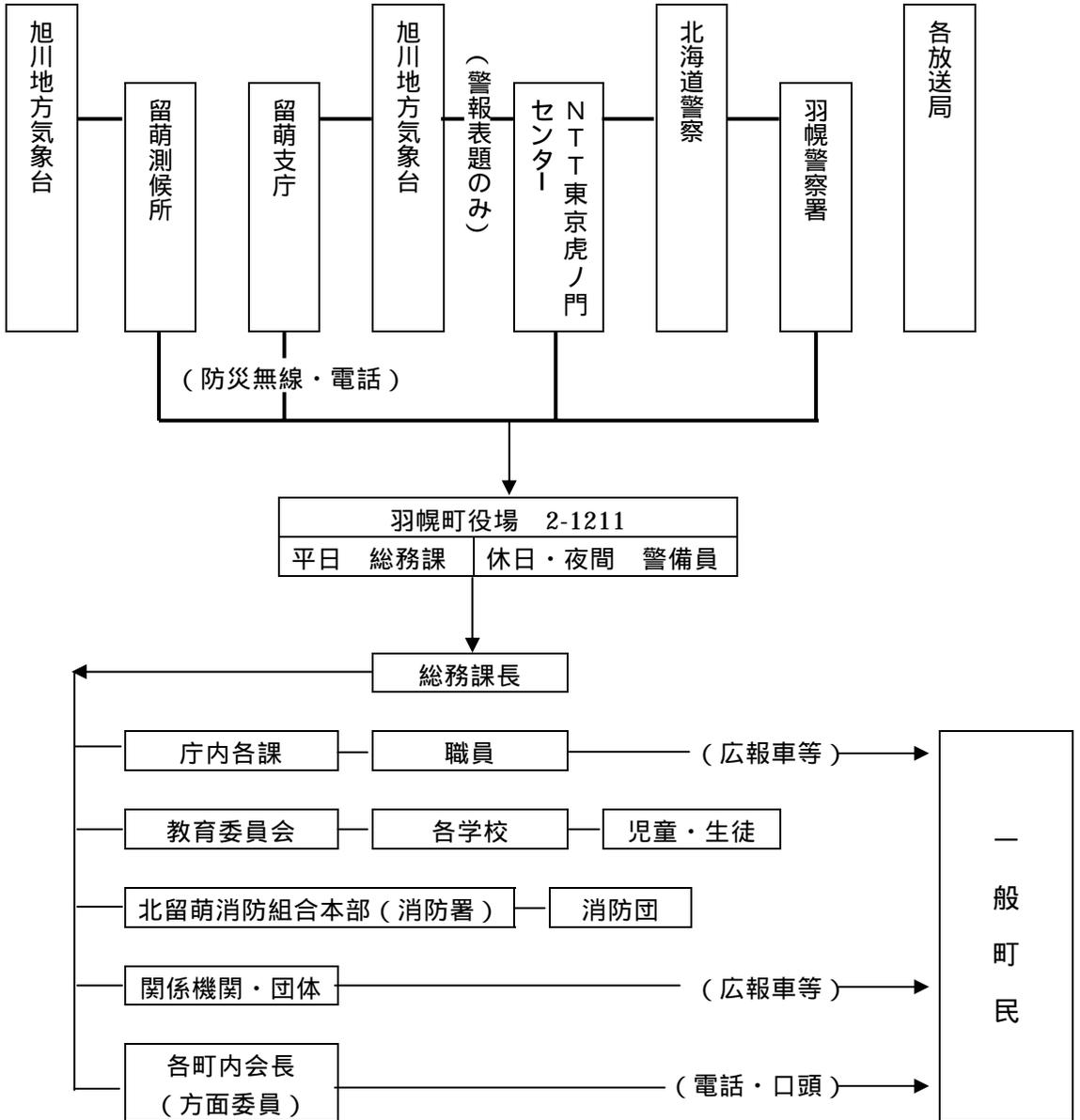
気象予警報等の情報は、次の気象予警報伝達系統図に基づき、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は、警備員が受理する。

注意報及び警報を受理した場合は、気象予警報等受理簿に記載し直ちに総務課長に連絡し、指示を受け、必要に応じて各対策部長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

第3章 災害情報通信計画

気象予警報伝達系統図



第 3 章 災害情報通信計画

2 伝達を要する気象予警報等の種類及び発表基準

伝達を要する気象予警報等は次のとおりであるが、伝達はいくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先のみ行うものとする。

気象業務法（昭和27年法律第 165号）に基づいて発表される気象注意報・警報などの基準値（留萌地方）及び同法に定める津波予報（全国同一）の区分は次のとおりである。

注意報発表基準（基準値はいずれも予想値）

風 雪（平均風速）		陸上11m/s 以上、焼尻西南西13m/s 以上、海上15m/s 以上で雪による視程障害を伴う
強 風（平均風速）		陸上13m/s 以上、焼尻西南西15m/s 以上、海上15m/s 以上
波 浪（有義波高）		3 m 以上
高潮（潮位 T P 上）		留萌港0.8m以上
大 雨 （雨量）	1 時間	30mm以上
	3 時間	50mm以上
	24時間	80mm以上、山地 100mm以上
洪水（24時間雨量）		80mm以上、山地 100mm以上 ただし融雪期には雨量と融雪量（相当水量）の合計
大 雪		12時間降雪の深さ、又は12時間積雪の差（3 時間毎の増分の合計）30cm以上
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度 30%以下で実効湿度 60%以下
濃 霧（視程）		陸上200m以下、海上500m以下

第 3 章 災害情報通信計画

霜 (最低気温)	3 以下
な だ れ	24時間降雪の深さ30cm以上または、積雪の深さ50cm以上で日平均気温 5 以上
低 温	4月～6月、8月中旬～10月(平均気温) 平年より 6 以上低い。 7月～8月上旬(気温) 14 以下12時間以上継続 11月～3月(最低気温) 平年より12 以上低い
着 雪	気温が 0 くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
着 氷(船体)	水温 4 以下・気温 - 5 以下で風速 8 m/s 以上
融 雪	融雪に相当する水量と24時間雨量の合計が60mm以上

* T・Pは東京湾平均海面

* 発表官署は旭川、担当区域は留萌
警報発表基準値(基準値はいづれも予想値)

暴 風(平均風速)	陸上18m/s 以上、焼尻西南西20m/s 以上、海上25m/s 以上	
暴風雪(平均風速)	陸上16m/s 以上、焼尻西南西18m/s 以上、海上25m/s 以上で雪による視程障害を伴う	
波 浪(有義波高)	6 m 以上	
高潮(潮位 T P 上)	留萌港1.2m以上	
大 雨 (雨量)	1 時間	50mm以上(ただし総雨量80mm以上)
	3 時間	80mm以上
	24時間	120mm以上、山地150 mm

第 3 章 災害情報通信計画

洪水 (雨量)	3 時間	80mm以上
	24時間	120 mm以上、山地150 mmただし融雪期には雨量と融雪量 (相当水量)の合計
大雪		12時間降雪の深さ、又は12時間積雪の差(3時間毎の増分の合計)50cm以上

* 発表官署は旭川、担当区域は留萌

津波予警報(注意報・警報)

予報の種類		予 報 文
津波注意報	津波なし	津波の来襲するおそれはありません。
	津波注意	津波があるかも知れません。津波の高さは高いところでも数十センチメートル程度の見込みです。
	津波注意解除	津波の心配はなくなりました。
	津波警報解除	津波の危険はなくなりました。
津波警報	津波	津波が予想されます。予想される津波の高さは、高いところで約2メートルに達する見込みですから、特に津波が大きくなりやすいところでは警戒を要します。その他のところでは数十センチメートル程度の見込みです。
	大津波	大津波が来襲します。予想される津波の高さは、高いところで約3メートル以上に達する見込みですから、今までに津波の被害を受けたようなところや、特に津波が大きくなりやすいところでは、厳重な警戒を要します。 その他のところも1メートルぐらいに達する見込みですから警戒が必要です。

3 気象予警報等の伝達方法

気象官署等の発する気象・水防等に関する予警報の伝達方法は、別表気象予警報等の伝達系統図によるが、予警報の通報を迅速的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

伝達方法

気象官署等から通知された気象・水防に関する予警報又は道（支庁）が発する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、電話その他最も有効な方法により別表の関係対策部長及び関係機関に通知するものとする。

夜間・休日等における気象予警報の取扱い

夜間・休日等において警備員が気象予警報等を受けたときは、様式1気象予警報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については総務課長（不在のときは総務係長）に連絡し、当直明けの際気象予警報等受理簿を総務課長に提出するものとする。

ア 気象警報など

暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪

イ 各種警報

水防

ウ 津波予報

エ その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに総務課長（不在のときは総務係長）に連絡するものとする。

気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際気象予警報等受理簿を総務課長に提出するものとする。

第3章 災害情報通信計画

気象予警報等の伝達責任者一覧表

別表

伝 達 先	伝達責任者	伝 達 方 法	備 考
庁内各課	総務課長	口頭・庁内放送	
関係機関	関係課長	口頭・電話	
各町内会長 (方面委員)	生活環境課長	〃	広報車
保育所	町民福祉課長	〃	
各学校	教育委員会 学校管理課長	〃	小・中・高等学校 及び幼稚園

第 3 章 災害情報通信計画

様式 1

課 長	課長補佐	係 長	係	当 直	合 議

気象予警報等受理簿

受信月日	年 月 日	受信区分				1 電 報
	受理時間					2 電 話
発信者				受信者		3 無 線
予警報の種別				発表時間		
受 理 事 項					
					
					
					
					
					
処 理 顛 末						
					解除月日	

第3章 災害情報通信計画

第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な通信施設の利用については、本計画の定めるところによる。

1 公衆通信施設の利用（主通信系統）

災害時において使用する電話を電気通信事業法第8条の定めるところにより、緊急通話用として使用できるようNTT東日本旭川営業支店と協議し、緊急電話の指定をしておくものとする。

関係機関	非常電話番号
羽幌町役場	2 - 1 2 1 1

2 専用通信施設の利用（副通信系統）

北海道防災行政無線の利用

町役場の専用電話をもって通信相手機関に最も近い防災行政無線局・端末局を経て行う。

警察電話による通信

警察署の専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社の営業所を経て行う。

3 無線通信施設の利用

北留萌消防組合本部の無線による通信

北留萌消防組合本部に設備されている無線を利用して情報の収集及び応援措置指令の連絡通信を行う。

4 通信途絶時の連絡方法

1 及び 2 に掲げる各通信施設をもつて通信ができないとき、又は著しく困難なときは、自動車・オートバイ等により連絡するものとする。

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害時における情報の報告収集及び伝達を迅速に行うため連絡先並びに被害報告及び受領について本計画に定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

異常現象を発見した者及び被害の発生を知った者は速やかに羽幌町役場、北留萌消防組合本部（消防署含む。）又は羽幌警察署に通報するものとする。

また通報を受けた町長、消防長又は警察署長は、受理した内容を相互に交換するものとする。

町から各機関への通報及び住民への周知

町長は、異常現象発見又は災害発生の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により関係機関（別表）に通報するとともに住民に周知するものとする。

第 3 章 災害情報通信計画

別表

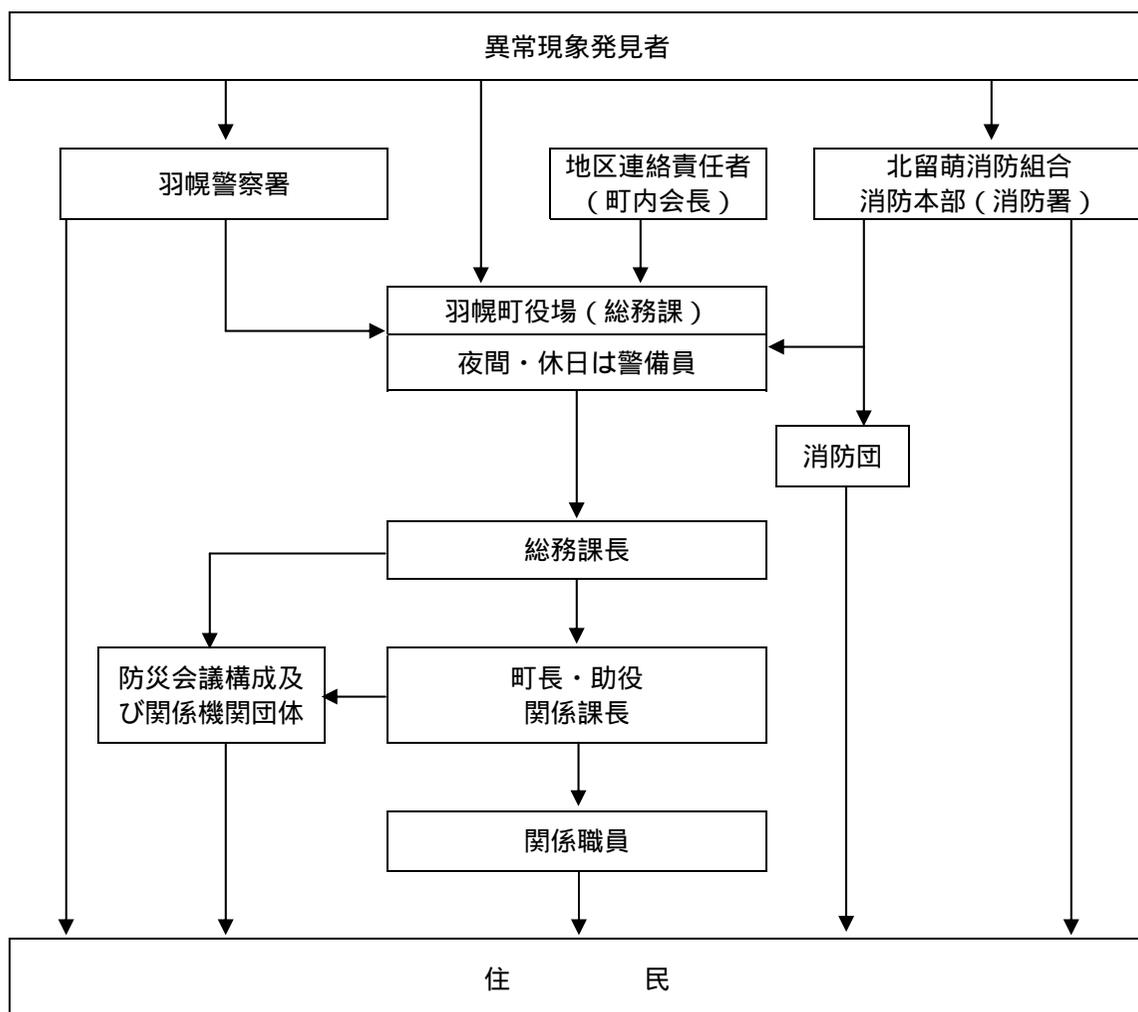
関係機関等への連絡先一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号	備 考
留萌開発建設部羽幌道路維持事業所	栄町	2 - 2101	
留萌北部森林管理署羽幌森林事務所	南 6 条 1 丁目	2 - 1188	
羽幌郵便局	南大通 3 丁目	2 - 2200	
中留萌地区農業改良普及センター	寿町	2 - 1779	
留萌土木現業所羽幌出張所	寿町	2 - 1256	
道立羽幌病院	栄町	2 - 1276	
羽幌警察署	南 4 条 4 丁目	2 - 1110	
北留萌消防組合本部	南 5 条 4 丁目	2 - 1220	
北留萌消防組合消防署	南 5 条 4 丁目	2 - 1246	
北海道電力(株)羽幌営業所	栄町	2 - 1047	
羽幌土地改良区	南 6 条 2 丁目	2 - 2143	農協内
オロロン農業協同組合	南 6 条 2 丁目	2 - 2141	
北るもい漁業協同組合	港町 1 丁目	2 - 1291	
北るもい漁業協同組合天売支所	大字天売	3 - 5011	
北るもい漁業協同組合焼尻支所	大字焼尻	2 - 3411	

第 3 章 災害情報通信計画

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
留萌中部森林組合	苫前町（役場内）	4 - 2700	
羽幌町商工会	南大通 6 丁目	2 - 2209	
沿岸バス(株)羽幌営業所	南 3 条 2 丁目	2 - 1550	
留萌開発建設部羽幌港湾事業所	港町 1 丁目	2 - 1141	

災害情報連絡系統図



2 地区別情報連絡責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置く（地区情報連絡責任者を町内会長とする。）。町内会長は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

3 災害情報等の収集及び報告

災害が発生し又は発生のおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（支庁長）に報告するものとする。

但し、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。

被害状況等の調査及び報告

ア 各部長は、所管に係る災害が発生した場合、本部長の指示により直ちに班員を現地に派遣するものとする。

イ 派遣職員は、現地の実態を的確に把握し、別表1により速報するものとする。

ウ 各部長は、おおむね災害状況が確定したと認めるときは、被害状況調査票別表2により、所管に係る被害状況を調査するものとする。被害状況の判定は、別表5の被害状況判定基準に基づくものとする。

（災害情報等報告取扱要領）

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を留萌支庁長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

人的被害、住家被害が発生したもの。

災害救助法の適用基準に該当する程度のももの。

災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で羽幌町が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。

その他特に指示があつた被害

2 報告の種類及び内容

災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、別表3の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表4の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表4の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

ウ 最終報告

応急処置が完了した後、15日以内に別表4の様式により報告すること。

その他の報告

災害の報告は、及び によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

被害状況報告のうち最終報告は、文書（別表4）により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

別表5のとおりとする。

5 災害情報等連絡責任者

責任者 総務課長 代理者 総務係長

第3章 災害情報通信計画

別表1

災害情報 (報告第 号)		班					
		受付日時	月 日		時 分		
		部長	班長		班員		
部及び部長名	印						
班及び班長名	印	情報連絡責任者名		印			
現地責任者名	印	情報受理者名		印			
情報提供者名	住 所	電話番号	所 在 (具体的に)				
情報の概要 (下記の要点ごとに番号で表現し記載すること。)							
1 発生 時間	2 場 所	3 原 因	4 被害 状況	5 応急 処置	6 対策 要求	7 気象 情報等	8 その他
(ここに情報の概要を記載する)							
特 記 事 項	(ここに特記事項を記載する)						

第3章 災害情報通信計画

別表2

被害状況調査票（災害の種別）

1 基礎的事項（ 年 月 日 時 分 現在）

住 所	羽幌町 番地 方			
世帯主 氏 名		世帯 人員	人	世帯主 の職業
住宅の種別	持家、借家、給与住宅、公営住宅、非住宅、空家、その他			

2 被害状況

区 分	調査項目	被害状況	被害金額又は内訳	
人的被害	死 者	人	（内訳）1 氏 名 2 性 別 3 年 齢 4 原 因	
	行方不明	人		
	負 傷	重 傷		人
		軽 傷		人
住家の 被 害	全 壊（焼）	棟 坪	千円	
	流 失	棟 坪	千円	
	半 壊（焼）	棟 坪	千円	
	浸 水	床 上 （浸水 cm）	坪	千円
		床 下	坪	千円
		便 槽	有 ・ 無	汲取の必要 有・無
	車輛、構築物など	件	千円	
計	坪	千円		
非住家 の被害	（被害内容） （建物の種類）	坪	千円	
		坪	千円	
	坪	千円		
	坪	千円		
	計	坪	千円	
農 業 被 害	流失、 埋没 （農地）	田	㊦ 千円	
		畑	㊦ 千円	
		小 計	㊦ 千円	
	冠水、 浸水 （農作物）	田	冠水・浸水 ㊦ 千円	
		畑	冠水・浸水 ㊦ 千円	
小 計	冠水・浸水 ㊦ 千円			

第3章 災害情報通信計画

区分	調査項目	被害状況	被害金額又は内訳
農業 被害 (続き)	農業用施設	(内容)	千円
	営農用施設	(内容)	千円
	家畜	牛頭、馬頭、 豚頭、にわとり羽、 山羊綿羊頭	千円
	その他	(内容)	千円
	計		千円
林業 被害	林地	カ所	千円
	林道	カ所	千円
	林産物	件	千円
	その他	(内容)	千円
	計		千円
衛生施設 被害	水道	カ所	千円
	専用水道	カ所	千円
	病院	カ所	千円
	その他	カ所	千円
	計		千円
第2次	建物、構造物		千円
	機械設備、装置	台 カ所	千円
第3次	車両、その他の固定 資産	台 カ所	千円
	原材料、燃料等		千円
企業の 被害	商品、製造品		千円
	その他		千円
	計		千円
	その他の 被害		千円
			千円
合 計			千円

第3章 災害情報通信計画

備考	調査員氏名 印
----	---

- (註、1) 住宅の種別欄は該当する項目を で囲んで下さい。
- 2) 非住家は営業以外の事務所、集会所、倉庫、納屋、鶏舎などをいいます。
- 3) 産業関係の被害は、世帯主の職業と合せて適確欄に記入して下さい。
- 4) 備考欄には参考になる事項をなるべく詳しく記入して下さい。

第3章 災害情報通信計画

別表3

災 害 情 報						
報告時限	月 日 時 分現在		発信日時	月 日 時 分現在		
発信機関			受信機関			
発信担当者			受信担当者			
1 発生場所						
2 発生日時	月 日 時 分		3 災害の原因			
4 雨量、河川の水位等の状況						
5 交通、通信及び水道等の状況						
6 災害に対してとられた措置	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置				
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (罹災世帯) (罹災人員) (救助実施内容)				
	(3) 避難の状況	区 分	地区名	避難場所	人員	時間
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
(5) 応急措置の状況						
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	町職員	名				
	消防職員	名				
	消防団	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
7 その他	(今後の見通し等)					

第3章 災害情報通信計画

別表4

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月日時分		災害の原因			
災害発生場所							
報告の期限		月日時分現在		発受信日時			
月日時分現在				月日時分現在			
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
項	目	件数	被害金額(千円)	項	目	件数	被害金額(千円)
人的被害	死者		1 氏名	農業被害	共同利用施設		
	行方不明		2 性別		営農施設		
	重傷		3 年齢		その他		
	軽傷		4 原因				
計				計			
住家被害	全壊	棟数		土木被害	道工事	河川	
		世帯数				海岸	
		人員				砂防設備	
	半壊	棟数			道路		
		世帯数			橋梁		
		人員			小計		
	一部損	棟数			市町村工事	河川	
		世帯数				道路	
	人員		橋梁				
	床浸水	棟数			小計		
		世帯数			港湾		
	人員		漁港				
床浸水	棟数		下水道				
	世帯数		公園				
人員		崖くずれ					
計			計				
非住家被害	全壊	公共建物		水産被害	漁船	沈没流出	
		その他				破損	
	半壊	公共建物			計		
		その他			漁港施設		
計			共同利用施設				
農業被害	農地ha	田		その他施設			
		畑		漁具(網)			
	農作物ha	田		水産製品			
		畑		その他			
農業用施設			計				

第3章 災害情報通信計画

項		目	件数	被害金額(千円)	項		目	件数	被害金額(千円)	
林業被害	道有林	林地			公立文教被害	社会教育施設	小学校			
		治山施設					中学校			
		林道					高校			
		林産物					その他文教施設			
		その他					計			
		小計								
	一般民有林	林地			社会福祉施設	計	公立			
		治山施設					法人			
		林道								
		林産物								
		その他								
	小計									
	計									
衛生被害	水道				その他	都市施設				
	病院	公立								
		個人								
	一般廃棄物処理施設									
	火葬場									
計										
商工被害	商業				被害総額					
	工業									
	その他									
	計									
参考	異常現象等の状況									
	交通通信水道等の状況									
	応急対策出動人員(延)			町職員	名	消防職員	名	消防団員	名	その他(住民等)
摘要										

第3章 災害情報通信計画

別表5 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>当該災害により負傷した後48時間以内に死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>他市町村の者が羽幌町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、羽幌町の死亡者として取り扱う。（行方不明重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行 方 不 明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>死者欄の を参照</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする</p> <p>死者欄の を参照</p>
軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする</p> <p>死者欄の を参照</p>	
住 家 被 害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>

別表5

被害区分		判 断 基 準
住 家 被 害	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>被害額の算出は、その家屋（畳、建物を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床下まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの</p> <p>被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

第3章 災害情報通信計画

別表5

被害区分		判 断 基 準
非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>土蔵、物置等とは、生活の主体をなす住家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農 地	<p>農地被害は、田畑が流出、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>被害額の算出は農地の原形復旧に用する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農 業 用 施 設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
共 同 利 用 施 設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>	

第3章 災害情報通信計画

別表5

被害区分		判 断 基 準
農業被害	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土木	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
木	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。

第3章 災害情報通信計画

別表5

被害区分		判 断 基 準
土 木 被 害	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は羽幌町の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	そ の 他 施 設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう
	漁 具（ 網 ）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。
林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。

第 3 章 災害情報通信計画

別表 5

被害区分		判 断 基 準
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
社会教育施設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社会福祉施設		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者（児）福祉施設等をいう。
その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	空港	空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号の規定による空港をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの